

(様式1)

年 月 日

長野県知事 様

住 所：
商号又は名称：
代表者 氏名： 印
電話番号：
(認定事業体の有無 有 ・ 無)

※該当する方に○をつけること

林業経営体名簿への登録に係る登録申請書

林業経営体名簿（意欲と能力のある林業経営者、意欲と能力のある林業経営者へと育成を図る林業経営体）への登録について申請します。

また、添付する関係書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(様式2、3、関連書類等を添付すること)

意欲と能力のある林業経営者 登録申請書
育成経営体

商号又は名称					代表者名	職名					
						氏名					
主たる事業所の所在地	〒					雇用管理者	職名				
	住所						氏名				
	電話番号					経営管理実施権の設定を受けることを希望する地域(該当する地域振興局管内に○)	佐久管内	上田管内			
	FAX番号						諏訪管内	上伊那管内			
	e-mail						南信州管内	木曽管内			
							松本管内	北アルプス管内			
					長野管内	北信管内					
登録希望	意欲と能力のある林業経営者に登録				育成経営体に登録						
事業量等	現況基準年			→	目標年						
	作業種	単位	現状	1年目	2年目	3年目	4年目	目標	増加率		
	素材生産量(主伐面積)	(ha)									
	素材生産量(主伐)	(m ³)							#DIV/0!		
	素材生産性(主伐)	m ³ /人・日							#DIV/0!		
	素材生産量(間伐面積)	(ha)									
	素材生産量(間伐)	(m ³)							#DIV/0!		
	素材生産性(間伐)	m ³ /人・日							#DIV/0!		
	造林(植栽)	(ha)									
	造林(下刈)	(ha)									
	造林(除伐等)	(ha)									
	松くい処理	(m ³)									
	作業路開設	(m)									
	その他										
	【一定の割合、水準】※いずれか取り組みやすい項目 ①生産量5,000m ³ /年未満は2割(5年)増加・1割(3年)増加、生産量5,000m ³ /年以上は現状以上の増加 ②主伐生産性11m ³ /人日未満は2割(5年)向上・1割(3年)向上、主伐生産性11m ³ /人日以上は現状以上の向上 ③間伐生産性8m ³ /人日未満は2割(5年)向上・1割(3年)向上、間伐生産性8m ³ /人日以上は現状以上の向上										
機械保有状況(レンタル除く)	高性能林業機械	グラップル	台	プロセッサ	台	ハーベスタ	台				
		フォワーダ	台	スイングヤーダ	台	タワーヤーダ	台				
		スキッダ	台	フェラパンチャ	台						
		その他									
役・職員の状況	役・職員等内訳	役員、()内常務		事務		林業技能職員		役・職員等総数			
	技能職員内訳	男性		女性		常用		臨時			
技能職員の状況	年代別	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	技能職員数			
	資格者	フォレストワーカー		フォレストリーダー		フォレストマネージャー	森林施業プランナー	森林作業道作設オペレーター			
		技術士	技能士	林業技士	フォレスター(森林総合監理士)		その他				
賃金形態(○記入)	定額日給制				加入保険(○記入)	労災保険			退職金制度(○記入)	林退共	
	日給月給制					雇用保険				中退共	
	定額月給制					健康保険				特退共	
	日給出来高制					厚生年金				建退共	
	日給月給出来高併用					障害保険				その他	

意欲と能力のある林業経営者 登録申請書
育成経営体

項目	内容	取組済み	今後取組む
生産管理・流通合理化等	①作業日報の作成・分析による進捗管理		
	②生産工程の見直し		
	③作業システムの改善等の適切な生産管理		
	④製材工場等需要者との直接的な取組		
	⑤木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷		
	⑥森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等原木安定供給・流通合理化等		

項目	内容	取組済み	今後取組む
造林・保育の省力化・低コスト化 ※事業量等で造林作業の事業量が記入される場合は記載が必要	造林・保育の省力化・低コスト化の取組(下記欄に具体内容記述)		
	【具体の取組】 (記載例) ・伐採・造林の一貫作業システムについて情報収集を行い導入を図る ・植栽作業について、他作業との工程調整を行うことにより作業日数の減となっている ・下刈について、下草の状況を確認し適期に作業を行うことで作業を最小限としている		

項目	内容	取組済み	今後取組む
主伐後の再造林の確保	主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。 ※「一体的に実施する体制」とは主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。 ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定、契約書等の連携した実績等により一体的に実施できる体制があることとする。		
	主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。 ※「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。 (ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により再造林を行う必要がある。)		

項目	内容	3年以上取組済み	1年の取組のみ	実績なし
生産や造林・保育の実施体制の確保	素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業員の現場従事実績等が3年以上であること。 ※3年以上は連続ではない。			

項目	内容	取組済み	今後取組む
伐採・造林に関する行動規範の策定	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行なっていること。 ※「行動規範の策定等」には民間事業者が専門家の指導等を受けつつ、個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や都道府県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。 ※行動規範やガイドラインには、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込み、遵守されていることを確認する体制を整備することが望ましい		

**意欲と能力のある林業経営者 登録申請書
育成経営体**

項目	内容	取組済み	今後取り組む
現場職員の常用化、給与安定化、社会保険制度の加入等	①常時5人以上の林業就業者を雇用する事業所での雇用管理者の専任、及び専任された雇用管理者の資質向上を図るための研修受講の実施。		
	②雇用時に事業主の氏名又は、名称、雇用期間等を記した雇用通知書の交付の実施		
	③社会保険制度(健康保険、厚生年金、雇用保険)への加入		
	④退職金制度の導入		
	⑤定期的な健康診断の実施		
	⑥必要な知識・技能を身に付ける教育訓練の計画的な実施		
	⑦月給制の導入や休日・休暇制度の充実(下記欄に具体内容記述)		
	【具体の取組】 (記載例) ・月給制については、3年後を目途に導入を検討、休暇制度については、社内規定に明記を行う ・月給制については検討を行うが、賞与等での補てんにより安定化を図る ・週休2日制の導入を5年後を目途に行い、休暇制度の充実を図る ・有給取得率を全体の2割アップし、休暇の取りやすい環境を整備する		
⑧職員のキャリアアップ制度の導入(下記欄に具体内容記述)	取組済み	今後取り組む	
【具体の取組】 (記載例) ・技能職員→副班長→班長等キャリアアップ計画を策定し、昇給など給与への反映に取り組む ・経営理念や従業員に期待する役割や行動への評価基準を具体化し、適切な能力評価を実施 ・経験年数に合わせた適切な研修を実施するとともに、十分に活躍できる環境の改善を行う ・将来会社の主要な職員になるような経験やそれに見合う技術修得等に向けた研修に参加			

項目	内容	取組済み	今後取り組む
労働安全対策	①リスクアセスメントの実施		
	②防護具等の着用の徹底		
	③作業現場の安全巡回		
	④現場作業員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること		
	⑤労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等、安全対策の実施(過去5年～今後3年)		
	⑥労働災害補償保険に加入(一人 親方等の特別加入を含む)		

項目	内容	該当しない
コンプライアンス体制の確保	①業務に関連して法令を違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者 ※「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。 ※「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。	
	②業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に進められていると認められない者	
	③国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者	
	④策定した行動規範等に違反したと認められる者	
	⑤その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者 ※「その他・・・相当の理由がある者」とは、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等が考えられる	

**意欲と能力のある林業経営者 登録申請書
育成経営体**

項目	内容	取組済み	今後取り組む
常勤役員の設置	法人においては常勤の役員を設置していること。 ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う		

項目	内容	法人の場合	
		直近の事業年度で債務超過でない	【左記2項目を満たさない場合】 経営診断書等で健全な経営が見込まれる
経理的な基礎	<p>直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること</p> <p>※「経理状況が良好であること」とは、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合、直近の事業年度において債務超過でないこと及び直近の3事業年度において経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)が1回以上プラスになっていること。 ・個人の場合、直近の年の資産状況において資産が負債を上回っていること及び直近3か年において所得税の納付実績が1回以上あること。 <p>・これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書や県事業による経営改善指導結果を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが見込まれること。</p>	直近の3事業年度で経常利益金額等が1回以上プラス	
		個人の場合	
		直近の年で資産が負債を上回っている	【左記2項目を満たさない場合】 経営診断書等で健全な経営が見込まれる
		直近3か年で所得税納付が1回以上	
	経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること	分離できる	今後取り組む

【備考】

※自由記載欄に書ききれない場合はこちらへ記載

※様式2については、記載内容を公表する場合があります。

(様式3)

経理状況の概要

1 貸借対照表の要旨(法人、個人)

区分		直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
資産	流動資産			
	固定資産			
	繰延資産			
資産合計				
負債	流動負債			
	固定負債			
	負債合計			
純資産	資本金(出資金)			
	資本剰余金			
	資本準備金			
	その他資本剰余金			
	利益剰余金			
	利益準備金			
	その他利益剰余金			
	自己株式			
	評価・換算差額等			
	純資産合計			
負債及び純資産合計				

2 損益計算書の要旨(法人、個人)

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
売上高(事業総収益)			
売上原価(事業総費用)			
売上総利益(事業総利益)			
販売及び一般管理費 (事業管理費)			
営業利益(事業利益)			
営業外収益(事業外収益)			
営業外費用(事業外費用)			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
法人税等充当額			
税引後当期利益			

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
損益計算に用いた 減価償却費の額			

3 自己資本比率及び経常利益額等(法人、個人)

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
自己資本比率(%)			
経常利益(①)			
減価償却費(②)			
経常利益金額等(①+②)			

4 納税状況(個人)

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
所得税納付状況			

(様式4)

第 号
年 月 日

市町村長 様

長野県知事

長野県「意欲と能力のある林業経営者」の推薦について（照会）

森林経営管理法第36条第1項に基づき経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者について、別添のとおり取りまとめました。市町村は森林経営管理法施行令第32条第1項に基づき応募した民間事業者の中から「意欲と能力のある林業経営者」へ登録することにふさわしい者を推薦することができるため情報提供いたします。

なお、情報提供した民間事業のうち、特定の民間事業者を「意欲と能力のある林業経営体」へ登録するにふさわしい者として推薦する場合は、〇〇月〇〇日までに様式5により提出をお願いします。

(登録者一覧、登録申請書、様式5を添付)

(様式 5)

第 号
年 月 日

長野県知事 様

市町村長

長野県「意欲と能力のある林業経営者」市町村推薦書

森林経営管理法第 36 条第 2 項に基づき公表する民間事業者として、以下のとおり推薦します。

記

項 目	内 容
商号又は名称	
事業者の所在地	
推薦の理由	
その他	

※複数推薦の場合は事業体毎に記載してください。

(様式6)
林業経営体名簿

【登録区分：意欲と能力のある林業経営者】

登録 番号	商号又は名称	代表者名	住所	選定日	登録期間	事業希望地 (希望地域)	【市町村名】 市町村 推薦理由

※この名簿に登録された林業経営者は、森林経営管理法第36条第2項の規定に基づき公表する民間事業者

【登録区分：意欲と能力のある林業経営者へと育成を図る林業経営体】

登録 番号	商号又は名称	代表者名	住所	選定日	登録期間

※この名簿に登録された林業経営体は、「林業経営体の育成について」(平成30年2月6付け29林政経第316号林野庁長官通知3(2))に基づき選定する育成経営体

(様式7)

第 号
年 月 日

様

長野県知事 印

林業経営体名簿「意欲と能力のある林業経営者」（「意欲と能力のある林業経営者へと育成を図る林業経営体」） 登録通知

年 月 日付けで申請（変更届出）のありました林業経営体名簿への登録については、下記のとおり登録（変更）されましたので（下記のとおり登録されませんでしたので）通知します。

記

1 登録区分

意欲と能力のある林業経営者
意欲と能力のある林業経営者へと育成を図る林業経営体

2 登録番号

（登録されない場合 2 非登録の理由）

3 登録期間 年 月 日から 年 月 日まで

(様式8)

年 月 日

長野県知事 様

住 所 :

商号又は名称 :

代表者 氏名 :

電話番号 :

印

林業経営体名簿「意欲と能力のある林業経営者」(「意欲と能力のある林業経営者へと育成を図る林業経営体」) 変更届出書

年 月 日付けで登録を受けた内容について、下記のとおり変更したいので届出ます。

記

- 1 登録区分
- 2 登録番号
- 3 変更内容
- 4 変更理由

(様式9)

年 月 日

長野県知事 様

住 所 :

商号又は名称 :

代表者 氏名 :

電話番号 :

印

林業経営体名簿「意欲と能力のある林業経営者」(「意欲と能力のある林業経営者へと育成を図る林業経営体」) 状況報告書

年 月 日付けで登録を受けた内容について、定期報告をします。

(様式2、3を添付すること)

(様式 10)

番 号
年 月 日

様

長野県知事 印

林業経営体名簿「意欲と能力のある林業経営者」（「意欲と能力のある林業経営者へと育成を図る林業経営体」） 取消通知書

○年○月○日付けで登録した事業体を下記理由により取り消しましたので通知します。

なお、この処分に不服のある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、長野県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内であっても処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求ができなくなります）。

また、この処分に対して取り消しを求める訴訟を起訴する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、長野県を被告として、裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内であっても処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求ができなくなります）。

記

- 1 登録区分
- 2 登録番号
- 2 取消理由